

久留米市ごみ分別辞典協働発行业実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、循環型社会の構築のため、ごみの排出者である市民を対象にごみ減量・リサイクル及び分別の徹底を図ることを目的に、ごみの分け方・出し方などに企業等の広告（以下「広告」という。）を加えた「ごみ分別辞典」を、久留米市（以下「市」という。）と民間事業者等が協働で発行することについて、必要な事項を定めるものとする。

(ごみ分別辞典の概要等)

第2条 ごみ分別辞典は、市が提供するごみに関する情報とともに、市と協働でごみ分別辞典を発行する民間事業者等（以下「協働発行业者」という。）が編集した広告により構成するものとし、その規格等については、別に定める。

(役割分担)

第3条 市は協働発行业者にごみ分別辞典の制作に必要な情報を提供し、協働発行业者は、ごみ分別辞典の制作に必要な広告の募集、企画、編集、印刷及び製本を行う。

(費用の負担)

第4条 ごみ分別辞典の企画、編集、印刷及び製本に係る費用は、協働発行业者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

(広告の募集・掲載)

第5条 協働発行业者は、ごみ分別辞典に広告を掲載できるものとする。

- 2 広告の募集は、協働発行业者が行うものとし、その広告の掲載により得られる収入は、協働事業者に帰属するものとする。
- 3 広告の募集及び掲載にあたっては、久留米市広告事業実施要綱（平成19年9月28日 19財第200号）及び久留米市広告掲載基準（平成19年9月28日 19財第201号）の規定を遵守するものとする。

(広告掲載の審査)

第6条 広告掲載を希望する者（以下、「広告事業者」という。）は久留米市ごみ分別辞典広告掲載承認依頼書兼承認結果通知書（第1号様式）、役員等調書及び照会承諾書（第2号様式）及び誓約書（第3号様式）並びに久留米市税に滞納がないことの証明書を協働発行业者を通して市長に提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は必要に応じて広告事業者に前条第3項の規定に適合していることを証明する書類の提出を求めることができる。
- 3 市長は、広告の内容が前条第3項の規定に抵触し、又はそのおそれがあると認められる場合は、協働発行业者及び広告事業者に対して、広告内容の変更を求めることができる。
- 4 市長は、広告掲載の可否を決定した時は、その結果を協働発行业者に通知する。

(編集及び審査)

第7条 協働発行业者は、ごみ分別辞典の発行前に、印刷原稿（以下「原稿という。」）を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、協働発行业者から原稿の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要な場合は協働発行业者に原稿の修正を指示できるものとする。

(協働発行业者の募集)

第8条 市は、協働発行业者を久留米市ホームページ等で公募するものとする。

(協働発行业者の審査及び決定)

第9条 協働発行业者になろうとする者は、提案書に別表第1に掲げる事項を記載し、同表に掲げる書類を添えて、必要部数を指定期日までに市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により企画書の提出があった者のうちから協働発行业者を決定するものとする。
- 3 協働発行业者を審査及び決定をするため、ごみ分別辞典協働発行业者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- 4 選定委員会の組織、審査基準及びその他運営に関し必要な事項は別に定める。

(協働発行业者の責務)

第10条 協働発行业者は、ごみ分別辞典の発行に関する事項（市が提供したごみに関する情報の内容に係るものを除く。）のすべてについて、一切の責任を負うものとする。

- 2 協働発行业者は、ごみ分別辞典への広告等の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、協働発行业者又は広告事業者の責任及び負担において解決しなければならない。ただし、市の責めに帰す場合はこの限りでない。

(協定の締結)

第11条 協働発行业者として決定された者は、市とごみ分別辞典の協働発行业に係る協定を締結するものとする。

(苦情の報告)

第12条 協働発行业者は、ごみ分別辞典について市民から苦情等があったときは、直ちにその旨を市長に報告するものとする。

(委 任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ごみ分別辞典の協働発行业の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

公募に参加する事業者は、市の指定する期日までに下記の提案書等を提出することとする。

1 提出書類

(1) 提案書（次の項目は明記すること。）

ア 協働事業についての考え方・目的

イ 制作体制（総括責任者及び担当者も記載すること）

ウ 事業スケジュール

エ ごみ分別辞典の内容提案

a) 発行ページ数（総ページ数、うちごみに関する情報ページ数及び広告掲載ページ数）

b) 規格

c) 掲載記事案（ごみに関する情報等）

オ 広告掲載予定数及び広告募集計画（募集手順等）

カ 当該事業と同様の事業実績

キ その他PR資料

(2) 会社概要等

2 提出部数

9部（持参又は郵送）

久留米市長 あて

（協働発行事業者）所在地
名 称
役 職
代表者

久留米市ごみ分別辞典広告掲載承認依頼書兼結果通知書

久留米市ごみ分別辞典の広告掲載について、久留米市ごみ分別辞典協働発行事業実施要綱第6条の規定に基づき、次の者の承認を依頼します。

なお、この承認依頼にあたって、広告掲載を希望する次の者が久留米市広告事業掲載基準第4条第12項に規定する「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」であるか否かの情報を警察から収集することに同意します。

会社名	
所在地	
代表者名	役職： 氏名：
広告事業者の概要（業種等）	
広告事業者名 <small>※会社名と異なる場合のみ記入してください。</small>	
広告事業者所在地 <small>※本社所在地が市外の場合のみ記入してください。</small>	福岡県久留米市
連絡先	TEL：
久留米市競争入札参加資格者名簿への記載の有無	有 ・ 無

【添付書類】・久留米市税の滞納なし証明書 ・ 役員等調書及び照会承諾書 ・ 広告原稿

広告掲載の承認の可否 可 ・ 否 （理由： ）

承認結果については、上記広告掲載の承認可否欄のとおりです。

年 月 日
久留米市長

印

役員等調書及び照会承諾書

年 月 日

（あて先）

久留米市長あて

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名



次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書第4条第1項に定める項目に該当するか否かに関し福岡県久留米警察署に照会することを承諾します。

役職名	フリ 氏	カナ 名	男性	女性	生年月日

【注意事項】

- 1 法人にあつては、登記事項証明書に搭載されている役員（代表者含む。）の方全員についてご記入ください。個人にあつては、代表者1名についてご記入ください。
- 2 この調書に記載されたすべての個人情報、久留米市個人情報保護条例（平成3年4月1日条例第17号）の規定に基づいて取り扱うものとし、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書に基づいて実施する暴力団排除のための措置以外の目的には使用しません。久留米市がこれらの情報をもとに福岡県久留米警察署から取得した個人情報についても同様です。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

誓 約 書

久留米市長 あて

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

「久留米市ごみ分別辞典」広告掲載申込みにあたり、久留米市広告実施要綱に定める広告掲載の原則及び広告掲載の範囲を遵守し、久留米市広告事業掲載基準の規制業種（事業者）に該当しないこと並びに応募書類に虚偽の記載がないことを誓います。